

岩手県告示第205号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成25年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
一般国道	107号	奥州市江刺区梁川字四ツ蠟288番2地先から字石刃73番1地先まで（別紙図面のとおり。）
一般国道	284号	一関市滝沢字九鬼29番1地先から字矢ノ目沢73番177地先まで（別紙図面のとおり。）
県道	花巻大曲線	花巻市豊沢町291番地先から上根子字欠端141番1地先まで
		花巻市南万丁目904番1地先から上根子字欠端141番1地先まで

2 指定する期日 平成25年4月1日

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部道路環境課並びに県南広域振興局の土木部及び土木部一関土木センターに備えておいて縦覧に供する。